

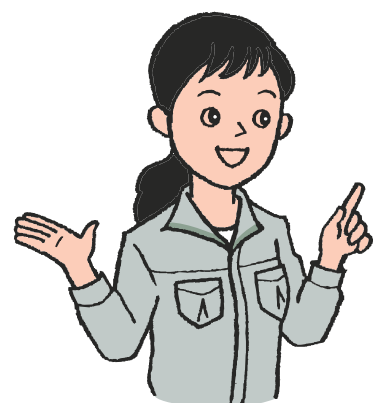
## ばく露防止対策と優先順位



▶▶▶ 化学物質に触れる機会を減らすように、以下の順番で対策を考えましょう。

01	有害性の低い物質への変更	できるだけ有害性が低いものを選びましょう。
02	設備の密閉化、換気装置の設置等	有害な化学物質を使う場合は、化学物質が身体に触れないよう、設備を密閉化したり、十分な換気を行いましょ。
03	作業手順の改善等	化学物質に触れずにすむよう、作業手順を見直しましょう。
04	個人用保護具の利用	個人用保護具は作業に適したものを使用します。 下記の「保護具を使用するときの注意点」を参考にしてください。

## ガイドラインを参考にした、ばく露防止対策



### リスクアセスメントの手順とガイドラインの活用

ラベル・SDS情報から  
危険有害性を特定

取扱量、作業内容、設備の  
状況などを踏まえたリスク見積もり

リスクの見積もり結果を  
踏まえたばく露防止対策の決定

これらを踏まえたばく露防止  
対策が既にガイドライン化され  
ている場合は、当該ガイド  
ラインを参考にばく露防止対  
策を取ることができます。

▶▶▶ ばく露防止対策を取りまとめた「ガイドライン」を参考にして、ばく露防止対策を講ずることも有効です。

▶▶▶ 作業にあったガイドラインがない場合は、リスクアセスメントを行ってばく露防止対策を決めましょう。

## 保護具を使用するときの注意点



▶▶▶ 適切な保護具を選択し、保護具の使用状況の管理や保守管理を行うため、保護具着用管理責任者を選任しましょう。

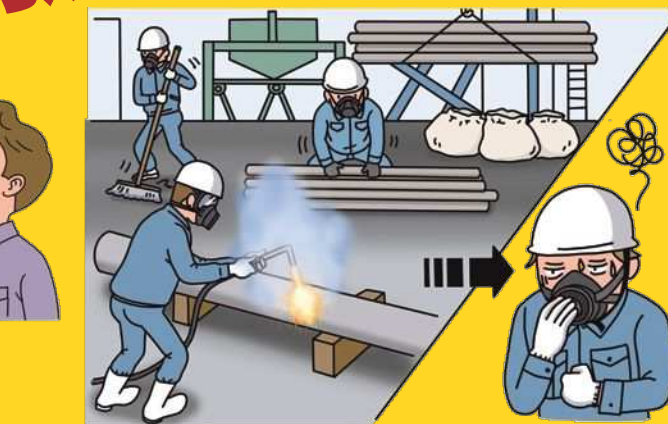
▶▶▶ 皮膚や眼に損傷を与える物質は、身体に触れないよう取り扱います。保護衣、保護手袋、保護眼鏡を着用しましょう。

▶▶▶ 防じんマスク、防毒マスク、化学防護手袋などの保護具を使う場合は、十分な効果を得るために以下の注意が必要です。

- ☑ 化学物質の性質やばく露の程度に見合った製品を選ぶ
- ☑ 保護具を支給するだけでなく、保護具を着用する理由、正しい使い方を繰り返し教育する
- ☑ もれのないように正しく装着する
- ☑ きちんと手入れや内側のふき取りを行い、使用限度を超えた物は交換する



# 化学物質を 安全に取り扱うために



「これでいいの？」を  
解決します!

何を確認すればいいの?

安全な作業手順は?

管理はどうするの?





職場で取り扱われる多くの製品には、化学物質が含まれています。  
化学物質による事故や健康障害を防止するため、化学物質の危険性や有害性を確認し、正しく取り扱しましょう。

化学物質を取り扱うときは、まず「ラベル」を確認



- ▶▶ 製品の危険有害性や、取扱上の注意事項がわかります。
- ▶▶ GHS絵表示がついているものは、特に情報をしっかり見ておきましょう。

**ラベル表示の例**

**【製品の特定名】**  
△△△製品 ○○○○

**【注意喚起語】**  
危険

**【危険有害性情報】**  
・引火性液体及び蒸気    ・吸入すると生命に危険……

**【注意書き】**  
・熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。  
・蒸気を吸入しないこと……

爆発物や可燃物は火気厳禁です。物質によっては振動を与えたり水に触れることが厳禁の物質もあります

さらに詳しい情報は、SDS (安全データシート) を見てください。

SDSの主な記載項目	
項目2	GHS分類
項目4	応急措置
項目7	取扱い及び保管上の注意
項目8	ばく露防止及び保護措置
項目15	適用法令

ラベルに絵表示があったら、危険有害性の内容を確認

- ▶▶ 絵表示は9種類あります。国連勧告が定める世界共通の絵表示です。
- ▶▶ どのような危険有害性があるか、製品のSDS (安全データシート) の項目2を参照してください。

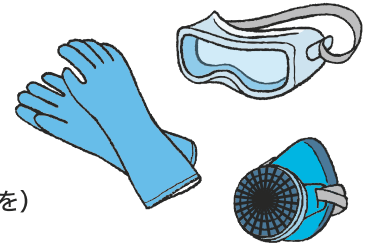
GHS絵表示とその意味、主な対策

<p><b>爆発物 など</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>☑ 高温、スパーク、火種を近づけない</li> <li>☑ 火災の場合は退避</li> </ul>	<p><b>高圧ガス</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>☑ 日光から遮断し換気の良いところで保管</li> </ul>	<p><b>発がん性、その他の健康有害性がある物</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>☑ マスク、手袋、保護衣着用</li> <li>☑ 換気すること</li> </ul>
<p><b>燃えやすい物</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>☑ 高温、スパーク、火種を近づけない</li> <li>☑ 換気の良いところで保管</li> </ul>	<p><b>金属を腐食させる物 皮膚や眼を著しく損傷</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>☑ 他の容器に移し替えない</li> <li>☑ 保護衣、手袋、眼鏡着用</li> </ul>	<p><b>眼や皮膚刺激、アレルギー性皮膚反応 など</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>☑ 気分が悪い時は医師に連絡</li> <li>☑ 保護具を着用</li> </ul>
<p><b>より燃えやすくなる物</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>☑ 燃える物から遠ざける</li> <li>☑ 隔離して保管</li> </ul>	<p><b>体に入ると生命の危険</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>☑ 換気の良いところで使用</li> <li>☑ マスク、手袋、保護衣着用</li> <li>☑ 施錠して保管</li> </ul>	<p><b>水生生物に非常に強い毒性 (環境有害性)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>☑ 環境への放出を避ける</li> </ul>

化学物質へのばく露経路



- 化学物質による健康障害防止には、いろいろな経路から侵入する化学物質を体内に取り込まないことが大切です。
- ① 作業場の空气中に拡散したガスや蒸気、粒子状の物質 (粉じんなど) を吸い込む
  - ② 皮膚についた化学物質が皮膚を通して体内に吸収される
  - ③ 化学物質がついた手や汚れたマスクが口元に触れる (たばこを吸う方は特にご注意ください)



刺激性のあるガスや蒸気、強アルカリ性の液体が眼に入ると眼を損傷します。

化学物質がついた手で触れた食べ物やたばこを介しても体内に取り込まれます。汚れたマスクの内側から口に入ることがあります。

保護具はきれいなもの、穴の空いていないものを使いましょう

空气中に拡散したガスや蒸気、粒子状の物質 (粉じんなど) は、呼吸とともに体内に吸い込まれます。適切な呼吸用保護具を使用します。

化学物質の中には、皮膚に触れると素早く体内に吸収される物や、痛み・かゆみ等を引き起こす物があります。化学物質に触れてしまったら大量の水で早く手を洗いましょう。食事や休憩前は必ず手洗いや洗顔をします。

濡れた作業場で働くときは、ゴム長靴をはきましょう。靴の内部に化学物質を含む水が入ったときは、靴をはき替え、放置せずに速やかに足を水洗いします。

化学物質管理者の選任



- ▶▶ 化学物質を安全に取り扱うため、一般消費者用製品以外の化学物質を取り扱う事業場では、業種や規模にかかわらず、化学物質管理者を選任します。

- ▶▶ 化学物質管理者の役割は、事業場で取り扱う化学物質のラベルやSDSを確認し、化学物質を安全に扱うための対策を決めて、それを実行していくことです。
- ▶▶ 特に化学製品を製造する事業場の化学物質管理者は専門的な講習を受講する必要があります。

# 有機溶剤等使用の注意事項

(有機溶剤中毒予防規則第 24 条に定める掲示)

例

有機溶剤名

## 1 有機溶剤により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状

生ずるおそれのある  
疾病の種類

その症状

追加

## 2 有機溶剤等の取扱い上の注意事項

- (1) 有機溶剤等を入れた容器で使用中でないものには、必ずふたをすること。
- (2) 当日の作業に直接必要のある量以外の有機溶剤等を作業場内へ持ち込まないこと。
- (3) できるだけ風上での作業を行い、有機溶剤の蒸気の吸入をさけること。
- (4) できるだけ有機溶剤等を皮膚にふれないようにすること。

## 3 有機溶剤による中毒が発生したときの応急処置

- (1) 中毒の症状がある者を直ちに通風のよい場所に移し、速やかに、衛生管理者その他の衛生管理を担当する者に連絡すること。
- (2) 中毒の症状がある者を横向きに寝かせ、できるだけ気道を確保した状態で身体の保温に努めること。
- (3) 中毒の症状がある者が意識を失っている場合は、消防機関への通報を行うこと。
- (4) 中毒の症状がある者の呼吸が止まった場合や正常でない場合は、速やかに仰向きにして心肺蘇生を行うこと。

## 4 次に掲げる場所にあつては、有効な呼吸用保護具を使用しなければならない

- イ 第十三条の二第一項の許可に係る作業場  
(同項に規定する有機溶剤の濃度の測定を行うときに限る。)
- ロ 第十三条の三第一項の許可に係る作業場であつて、第二十八条第二項の測定の結果の評価が第二十八条の二第一項の第一管理区分でなかつた作業場及び第一管理区分を維持できないおそれがある作業場
- ハ 第十八条の二第一項の許可に係る作業場  
(同項に規定する有機溶剤の濃度の測定を行うときに限る。)
- ニ 第二十八条の二第一項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場所
- ホ 第二十八条の三の二第四項及び第五項の規定による措置を講ずべき場所
- ヘ 第三十二条第一項各号に掲げる業務を行う作業場
- ト 第三十三条第一項各号に掲げる業務を行う作業場

追加

### 使用すべき呼吸用保護具

- 有機ガス用防毒マスク
- 有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具
- 送気マスク
- 空気呼吸器 (緊急時)



記入の方法はこちらを参照ください。

(令和 5 年 3 月 29 日付け基発 0329 第 32 号通達)

# 個人ばく露測定定着促進補助金のご案内

令和6年4月から新たな化学物質の自律的管理に関する規制が全て施行となり、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う事業者は、リスクアセスメントの結果に基づき、作業を行う労働者へのばく露をできる限り低減すること等が義務となりました。このリスクアセスメントの一環として実施したり、適切な呼吸用保護具の選定のために実施される「個人ばく露測定」を行う事業者に、費用の一部を支援する「個人ばく露測定定着促進補助金」が交付されます。ぜひご活用ください。

## 補助を受けることができる事業者

次の(1)～(3)すべてに該当する事業者が対象です。

- (1) 労働者災害補償保険の適用事業者
- (2) 次のいずれかに該当する中小事業者

業種		常時雇用する労働者数※1	資本金または出資の総額※1
小売業	小売業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	物品賃貸業、宿泊業、娯楽業、複合サービス（例：協同組合）など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	農・林・漁業、製造業、建設業、運輸業など	300人以下	3億円以下

※1 労働者数が資本金のどちらか一方の条件を満たせば、中小企業事業者となります。

- (3) リスクアセスメント対象物（労働安全衛生法第57条の3でリスクアセスメントの実施が義務づけられている有害物質）を製造し、又は取り扱う作業を行う作業場の個人ばく露測定を行う中小企業事業者（ただし、①法令で義務付けられた作業環境測定を実施し、第3管理区分が改善困難な場合に実施する個人ばく露測定、②金属アーク溶接等作業における個人ばく露測定、を除く）

## 補助の概要

補助対象	上限額
作業環境測定機関に委託する個人ばく露測定及び分析等に要する経費	5万円

## 補助の対象となる経費及び補助金の算定方法等

1. 補助の対象となる経費	2. 補助基準額	3. 補助金の算定方法
次に掲げる個人ばく露測定及び分析等に要する経費（消費税は除く） ①リスクアセスメント対象物取扱等作業中のデザイン及びサンプリング ②採取された試料の吸光光度分析法、原子吸光分析等の方法又はこれと同等以上の性能を有する分析方法による分析 ③作業環境測定士派遣料	個人ばく露測定及び分析等1名当たり5万円	1欄に掲げる補助対象経費（最大2名分）と2欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額の2分の1を交付額とする。なお、申請できるリスクアセスメント対象物取扱等従事労働者は1作業場当たり最大2名分。また、複数の作業場に係る申請があった場合、同一申請者当たりの交付金額の合計は5万円を上限とする。



## 補助金公募期間

第1期公募	令和6年6月1日～7月31日（必着）	補助金の予定額	9,000万円
第2期公募	令和6年9月1日～10月15日（必着）	補助金の予定額	1,000万円

・第1期公募予定額に残が生じた場合、第2期公募予定額に上積みされます。

### 交付申請に必要な書類

本補助金は、**測定前に申請等が必要**です

\* 全衛連ホームページから指定様式をダウンロードし必要な書類を作成し、申請をしてください。

個人ばく露測定定着促進補助金交付申請書（様式1）

<添付書類>

1. 事業場概要（別紙1）
2. 確認書（別紙2）
3. 個人ばく露測定に要する費用見積書（写：作業環境測定機関作成）

★内容に不明な点がある場合は、確認のための追加資料を求める場合があります。

### 測定報告及び補助金請求に必要な書類

\* 全衛連ホームページから指定様式をダウンロードし必要な書類を作成し、補助金請求をしてください。

個人ばく露測定定着促進補助金実績報告及び請求書（様式4）

<添付書類>

1. 個人ばく露測定結果報告書（写：作業環境測定機関作成）
2. 請求書（写）
3. 領収書（写）または 振込明細書（写）

## 申請手続きの流れ

個人ばく露測定費用の  
見積

・作業環境測定機関に相談の上で測定費用の見積書を作成してもらってください。

募集期間内に  
郵送等により申請

・補助金交付申請書を全衛連ホームページからダウンロードし必要な添付書類を作成し、申請してください。

交付決定  
(不交付決定)

・交付決定通知書（不交付決定通知書）を発送します。

測定の発注・測定実施

・交付決定通知書が届いた後、作業環境測定機関に正式発注し、測定を実施してもらってください。

※**決定通知前に実施した場合の費用は補助対象となりません。**

測定実績報告及び補助金  
請求書を提出

・測定実績報告及び補助金請求書を全衛連ホームページからダウンロードし、必要な書類を添付し申請してください。**必要書類は令和7年2月28日（金）までに申請書提出先に到着するようご提出ください。この期日を過ぎて到着したのものには補助金をお支払いできません。**

補助金の交付

・指定の口座に補助金が振り込まれます。

## 申請窓口・相談窓口

全衛連（補助金交付事務代行事業者）

申請書類等の入手 <http://www.zeneiren.or.jp>

申請書提出先 〒108-0014 東京都港区芝4-11-5 田町ハラビル5階

電子申請アドレス [hojyokin@zeneiren.or.jp](mailto:hojyokin@zeneiren.or.jp)

相談等 TEL 03-6453-9969（平日 午前10時～午後5時）

### 注意

この補助金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象のため、**厳格な運用が求められる制度**です。補助金の交付要綱、実施要領、交付規程、その他の規定類をよく読み、制度の内容を理解してから申請してください。